

株券電子化に係る注意事項及び移行前後の買取請求の取扱等について

平成 20 年 11 月 14 日

各位

株式会社 かんなん丸

I. 株券の電子化について

平成 21 年 1 月 5 日から上場会社は株券電子化制度へ移行し、お手元の当社株券は無効となり、すべての株主様の権利は電子的に証券会社等の口座で管理されます。これに伴い、以下のとおり各種手続のお申出先が変更となりますので、ご注意ください。

1. 未支払配当金のお支払い

これまでどおり、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

2. 住所変更・単元未満株式の買取・配当金受取方法の指定等

お取引の証券会社等にお申し出ください。

なお、株券電子化制度への移行までに証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主さまの株式につきましては、当社が上記東京証券代行株式会社に口座（特別口座）を開設いたしますので、こちらがお申出先となります。ただし、お申し出先を受付けることができるのは、口座開設予定日である平成 21 年 1 月 26 日からとなりますのでご了承ください。

II. 株券の電子化移行日前後の各種ご請求のお取扱いについて

平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化制度への移行に伴い、以下の各種ご請求につきましては、次のとおりお取扱いさせていただきますのでご了承ください。

1. 単元未満株式の買取請求について

(1) 平成 20 年 12 月 25 日から平成 20 年 12 月 30 日までのご請求分につきましては、買取代金のお支払いを平成 21 年 1 月 26 日とさせていただきます。(買取価格はご請求日の価格となります、なお、平成 20 年 12 月 30 日までに値が付かない場合は返却させていただきます)。

(2) 平成 20 年 1 月 5 日から平成 20 年 1 月 25 日までの間は、特別口座に記録された単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。ご希望の場合は平成 21 年 1 月 26 日以降、口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

(3) 平成 20 年 12 月 22 日から平成 21 年 1 月 4 日までの間は、証券保管振替機構に預託された単元未満株式の買取請求につきましては、取次が停止されます。

(4) 平成 21 年 1 月 5 日以降、一般口座（株主様ご本人が証券会社が開設された口座）に記録された単元未満株式の買取請求が可能となりますので、ご希望の場合はお取引の証券会社にお申し出ください。

2. 振替請求について

株券電子化移行後、特別口座に記録された株式を一般口座へ振替請求される場合には、平成 21 年 1 月 26 日以降、口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。なお、お手続きに際しましては、予め証券会社にご本人さまの口座を開設してください。

以上